



平成 28 年 3 月 14 日

各 位

会 社 名 株式会社フュージョンパートナー
代 表 者 名 代表取締役社長 椰 野 憲 克
(東 証 第 一 部 ・ コ ー ド 4 8 4 5)
問 合 せ 先 常 務 取 締 役 木 下 朝 太 郎
(T E L 0 3 - 6 4 1 8 - 3 8 9 8)

新株式発行及び自己株式の処分並びに株式売出しに関するお知らせ

当社は、平成28年3月14日開催の取締役会において、新株式発行及び自己株式の処分並びに当社株式の売出しに関し、下記の通り決議いたしましたので、お知らせいたします。

当企業集団は、インターネット及び電話、FAX、紙媒体を含むマルチチャネルにおける、企業とお客様のコミュニケーションをサポートする様々なSaaS/ASPサービス^(※1)を提供しております。

業界トップクラスの技術力を駆使し、これまでに大手企業を中心とした1,000社を超えるクライアントへ、それぞれのニーズに応える柔軟性を持ったサービスを開発・提供し、さらにその運用についても高い信頼を得ております。また、IoT^(※2)技術を活用して、大手損害保険会社の安全運転支援サービス「スマイリングロード」向けにビッグデータの処理・管理サービスを提供するなど、先端技術を駆使した新規サービスの提供も開始しております。

今般の資金調達目的につきましては、大きく次の二点となります。

1). SaaS/ASP事業の更なる成長に不可欠なインフラを拡充するための投資資金

新規顧客向けのサービスを稼働させるサーバ・インフラ環境の増強を行うことで、大幅な受注増加に対応します。また、新たなIoTやビッグデータ処理、更にはAI^(※3)に関連する新規サービスにも対応するため、これまでの設備と比較して大幅な処理能力の向上を図ります。

2). 借入金の返済資金

財務体質を強固にするために、借入金を返済いたします。

ご注意：この文書は当社の新株式発行及び自己株式の処分並びに株式売出しに関して発表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行及び自己株式処分並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

また、これまでの当企業集団の実績と対応力から、顧客からの信頼度が向上し、顧客ニーズはますます大型化してきております。

今後もSaaS/ASPサービスを基盤として、人と人、企業と人のコミュニケーションを促進するサービス展開に注力することで新規サービスを創出するとともに、M&Aを活用して当企業集団の事業領域を幅広く展開し、新たなステージへと成長を加速していくことを目指しております。

※1：Software as a Service/Application Service Providerの略であり、ソフトウェアをインターネットなどを通じて提供するサービス。

※2：Internet of Thingsの略であり、様々なモノに通信機能を持たせ、インターネットに接続することで、遠隔からのセンサーデータの計測や機器の制御を行うこと。

※3：Artificial Intelligence（人工知能）の略であり、人間の知的な作業をコンピュータで模倣したソフトウェアやシステム。

記

I. 新株式発行及び自己株式の処分並びに株式売出し

1. 公募による新株式発行（一般募集）

- | | |
|----------------------|--|
| (1) 募集株式の種類及び数 | 当社普通株式 1,500,000株 |
| (2) 払込金額の決定方法 | 日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により、平成28年3月23日（水）から平成28年3月25（金）までの間のいずれかの日（以下、「発行価格等決定日」という。）に決定する。 |
| (3) 増加する資本金及び資本準備金の額 | 増加する資本金の額は、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。 |
| (4) 募集方法 | 一般募集とし、株式会社SBI証券（以下、「引受人」と称する。）に全株式を買取引受けさせる。なお、一般募集における発行価格（募集価格）は、日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により、発行価格等決定日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（当 |

ご注意：この文書は当社の新株式発行及び自己株式の処分並びに株式売出しに関して発表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行及び自己株式処分並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧ください。投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

- 日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値)に0.90~1.00を乗じた価格(1円未満端数切捨て)を仮条件として、需要状況を勘案した上で決定する。
- (5) 引受人の対価 引受手数料は支払わず、これに代わるものとして一般募集における発行価格(募集価格)と引受人より当社に払込まれる金額である払込金額との差額の総額を引受人の手取金とする。
- (6) 申込期間 発行価格等決定日の翌営業日から発行価格等決定日の2営業日後の日まで。
- (7) 払込期日 平成28年3月30日(水)から平成28年4月1日(金)までの間のいずれかの日。ただし、発行価格等決定日の5営業日後の日とする。
- (8) 申込株数単位 100株
- (9) 払込金額、増加する資本金及び資本準備金の額、その他本公募による新株式発行に必要な一切の事項の決定については、代表取締役社長 椰野憲克に一任する。
- (10) 上記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

2. 公募による自己株式の処分(一般募集)

- (1) 募集株式の種類及び数 当社普通株式 986,000株
- (2) 払込金額の決定方法 日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により、発行価格等決定日に決定する。なお、払込金額は公募による新株式発行における払込金額と同一とする。
- (3) 募集方法 一般募集とし、引受人に全株式を買取引受けさせる。なお、一般募集における処分価格(募集価格)は、日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により、発行価格等決定日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値)に0.90~1.00を乗じた価格(1円未満端数切捨て)を仮条件として、需要状況を勘案した上で決定する。なお、一般募集における処分価格(募集価格)は、一般募集における発行価格(募集価格)と同一とする。

ご注意：この文書は当社の新株式発行及び自己株式の処分並びに株式売出しに関して発表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行及び自己株式処分並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分(作成された場合)をご覧ください。投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

- (4) 引受人の対価 引受手数料は支払わず、これに代わるものとして一般募集における処分価格（募集価格）から払込金額（引受人より当社に払込まれる金額）を差し引いた額の総額を引受人の手取金とする。
- (5) 申込期間 公募による新株式発行における申込期間と同一とする。
- (6) 払込期日 公募による新株式発行における払込期日と同一とする。
- (7) 申込株数単位 100株
- (8) 払込金額、処分価格（募集価格）その他本公募による自己株式の処分に必要な一切の事項の決定については、代表取締役社長 榑野憲克に一任する。
- (9) 上記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

3. 株式売出し（オーバーアロットメントによる売出し）（後記【ご参考】1.をご参照）

- (1) 売出株式の種類及び数 当社普通株式 372,000株
 なお、上記売出株式数は上限を示したもので、一般募集における需要状況により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合がある。売出株式数は、当該需要状況を勘案した上で、発行価格等決定日に決定する。
- (2) 売出人 株式会社SBI証券
- (3) 売出価格 未定（発行価格等決定日に決定する。なお、売出価格は一般募集における発行価格及び処分価格（募集価格）と同一とする。）
- (4) 売出方法 一般募集における需要状況を勘案した上で、株式会社SBI証券が当社株主から372,000株を上限として借入れる当社普通株式について売出しを行う。
- (5) 申込期間 一般募集における申込期間と同一とする。
- (6) 受渡期日 一般募集における払込期日の翌営業日とする。
- (7) 申込株数単位 100株
- (8) 売出価格、その他オーバーアロットメントによる売出しに必要な一切の事項の決定については、代表取締役社長 榑野憲克に一任する。
- (9) 上記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

ご注意：この文書は当社の新株式発行及び自己株式の処分並びに株式売出しに関して発表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行及び自己株式処分並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

4. 第三者割当による新株式発行（後記【ご参考】1.をご参照）

- | | |
|--|---|
| (1) 募集株式の種類及び数 | 当社普通株式 372,000株 |
| (2) 払込金額の決定方法 | 発行価格等決定日に決定する。なお、払込金額は一般募集における払込金額と同一とする。 |
| (3) 増加する資本金及び資本準備金の額 | 増加する資本金の額は、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。 |
| (4) 割当先 | 株式会社SBI証券 |
| (5) 申込期日 | 平成28年4月22日（金） |
| (6) 払込期日 | 平成28年5月2日（月） |
| (7) 申込株数単位 | 100株 |
| (8) 上記(5)に記載の申込期日までに申込みのない株式については、発行を取り止める。 | |
| (9) 払込金額、増加する資本金及び資本準備金の額、その他第三者割当による新株式発行に必要な一切の事項の決定については、代表取締役社長 榑野憲克に一任する。 | |
| (10) 上記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。 | |

以上

ご注意：この文書は当社の新株式発行及び自己株式の処分並びに株式売出しに関して発表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行及び自己株式処分並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧ください。投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

【ご参考】

1. オーバーアロットメントによる売出し等について

前記「3. 株式売出し（オーバーアロットメントによる売出し）」に記載のオーバーアロットメントによる売出しは、公募による新株式発行（一般募集）及び公募による自己株式の処分（一般募集）（以下併せて「一般募集」という）に伴い、その需要状況を勘案した上で、372,000株を上限として、一般募集の主幹事会社である株式会社SBI証券が当社株主から借入れる当社普通株式の売出しであります。オーバーアロットメントによる売出しの売出数は、372,000株を予定しておりますが、当該売出数は上限の売出数であり、需要状況により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合があります。

なお、オーバーアロットメントによる売出しに関連して、株式会社SBI証券に上記当社株主から借入れた株式（以下、「借入株式」という。）の返還に必要な株式を取得させるために、当社は平成28年3月14日（月）開催の取締役会において、株式会社SBI証券を割当先とする当社普通株式372,000株の第三者割当増資（本第三者割当増資）を、平成28年5月2日（月）を払込期日として行うことを決議しております。

また、株式会社SBI証券は、一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間の終了する日の翌日から平成28年4月22日（金）までの間（以下、「シンジケートカバー取引期間」という。）、株式会社東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限とする当社普通株式の買付け（以下、「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります。株式会社SBI証券がシンジケートカバー取引により取得した全ての当社普通株式は、借入株式の返還に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内において、株式会社SBI証券の判断でシンジケートカバー取引を全く行わず、又はオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

さらに、株式会社SBI証券は、一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しに伴って安定操作取引を行うことがあり、かかる安定操作取引により買付けた当社普通株式の全部又は一部を借入株式の返還に充当することがあります。

オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数から、安定操作取引及びシンジケートカバー取引によって取得し、借入株式の返還に充当する株式数を減じた株式数について、株式会社SBI証券は本第三者割当増資に係る割当てに応じ、当社普通株式を取得する予定であります。そのため本第三者割当増資における発行数の全部又は一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本第三者割当増資における最終的な発行数がその限度で減少し、又は発行そのものが全く行われない場合があります。

株式会社SBI証券が本第三者割当増資に係る割当てに応じる場合には、株式会社SBI証券はオーバーアロットメントによる売出しにより得た資金をもとに取得予定株式数に対する払込みを行います。

なお、オーバーアロットメントによる売出しが行われるか否か及びオーバーアロットメントによ

ご注意：この文書は当社の新株式発行及び自己株式の処分並びに株式売出しに関して発表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行及び自己株式処分並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧ください。投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

る売出しが行われる場合の売出数については発行価格等決定日に決定されます。オーバーアロットメントによる売出しが行われない場合は、株式会社SBI証券による上記当社株主からの当社普通株式の借入れは行われません。したがってこの場合には、株式会社SBI証券は本第三者割当増資に係る割当てに応じず、申込みを行わないため、失権により本第三者割当増資における新株式発行は全く行われません。また、株式会社東京証券取引所におけるシンジケートカバー取引も行われません。

2. 今回の公募による新株式発行及び第三者割当による新株式発行による発行済株式総数の推移

(1) 現在の発行済株式総数	14,953,900株	(平成28年3月14日現在)
(2) 一般募集による増加株式数	1,500,000株	
(3) 一般募集後の発行済株式総数	16,453,900株	
(4) 第三者割当増資による増加株式数	372,000株	(注)
(5) 第三者割当増資後の発行済株式総数	16,825,900株	(注)

(注) 上記(4)及び(5)は、前記【ご参考】1.に記載の通り変更する可能性があります。

3. 今回の公募による自己株式の処分による自己株式数の推移

(1) 現在の自己株式数	986,341株	(平成28年3月14日現在)
(2) 一般募集による処分株式数	986,000株	
(3) 処分後の自己株式数	341株	

4. 調達資金の使途

(1) 今回の調達資金の使途

今回の一般募集及び第三者割当増資の手取概算額合計上限1,469百万円については、子会社への融資及び借入金の返済に充当する予定であります。具体的な資金使途につきましては、次の通り予定しております。

■子会社への融資資金として

当社子会社でありSaaS/ASPサービス（Software as a Service/Application Service Providerの略であり、ソフトウェアをインターネットなどを通じて提供するサービス）の提供を主要事業としているデジアナコミュニケーションズ株式会社に対し、1,262百万円を平成29年6月期までに融資します。

デジアナコミュニケーションズ株式会社は、①運用システムの処理能力向上を目的としたサーバーや通信回線の増設等のデータセンター設備の増強、②サーバー等の設備に故障や障害が発生した場合に備え、サービスを継続的に提供できるようにするため代替用設備の準備（冗長

ご注意：この文書は当社の新株式発行及び自己株式の処分並びに株式売出しに関して発表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行及び自己株式処分並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

構成による安定化)及び、③セキュリティ強化のための社員用PCのシンククライアント化(企業の情報システムにおいて、ユーザーが使うコンピュータに最低限の機能しか持たせず、ほとんどの処理をサーバー側で行う仕組みの設定)に向けた設備投資資金に充当する予定であります。

具体的には、平成29年6月期にサーバーの増設として384百万円、通信回線の増設として12百万円、代替用設備の準備として96百万円、シンククライアント化として160百万円の合計654百万円、平成30年6月期以降にサーバーの増設として443百万円、通信回線の増設として34百万円、代替用設備の準備として112百万円、シンククライアント化として17百万円の合計608百万円を充当する予定であります。

(単位：百万円)

種類	支払予定	
	平成29年6月期	平成30年6月期以降
サーバーの増設	384	443
通信回線の増設	12	34
代替用設備の準備	96	112
シンククライアント化	160	17
合計	654	608

■借入金の返済資金として

運転資金として銀行から調達した借入金の返済資金として、平成28年6月期に206百万円を充当する予定であります。

なお、上記手取金は、実際の充当期までは安全性の高い金融商品等で運用する予定であります。

また、当企業集団の設備投資計画は、平成28年3月14日現在、以下の通りとなっております。

当企業集団は、SaaS/ASP事業の単一セグメントであるため、セグメントの名称の記載を省略しております。

会社名	事業所名 (所在地)	設備の 内容	投資予定額		資金調達 方法	着手年月	完了予定 年月	完成後の 増加能力
			総額 (百万円)	既支払額 (百万円)				
デジアナ コミュニケーションズ (株)	本社 (東京都 渋谷区)	ネットワーク関連設備 及び データセンター設備等	1,262	—	増資資金 及び 自己株式 処分資金	平成28年 7月	平成31年 6月	(注)

(注) 完成後の増加能力については、計数的把握が困難であるため記載を省略しておりますが、データセンター設備の増強による運用システムの処理能力の向上、冗長構成による安定化、セキュリティ強化が見込まれます。

ご注意：この文書は当社の新株式発行及び自己株式の処分並びに株式売出しに関して発表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行及び自己株式処分並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分(作成された場合)をご覧ください。投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

(2) 前回調達資金の使途の変更

該当事項はありません。

(3) 業績に与える影響

今回の資金調達を上記(1)に記載の使途に充当することにより、今後の収益基盤の更なる拡大を通じて業績に寄与するものと考えております。

5. 株主への利益配分

(1) 利益配分の基本方針

当社は、株主各位に対する利益還元を重要な経営方針として位置付け、財務体質の強化と今後の事業展開への対応を図るために必要な内部留保を確保しつつも、安定配当を実施していくことを基本方針としております。

当社は、継続的に中間配当と期末配当の年2回の剰余金の配当を行っており、これらの剰余金の配当の決定機関は、期末配当については株主総会、中間配当については取締役会であります。

なお、連結配当性向は、概ね50%前後を維持することを目標としております。

(2) 配当決定にあたっての考え方

上記「(1) 利益配分の基本方針」に記載の通りであります。

(3) 内部留保資金の使途

内部留保資金の使途につきましては、将来の事業拡大を見据えた企業体質の強化と、事業基盤の拡大に備えるために有効に投資してまいります。

(4) 過去3決算期間の配当状況等

	平成25年6月期	平成26年6月期	平成27年6月期
1株当たり連結当期純利益金額	13.75円	15.89円	22.46円
1株当たり年間配当額 (うち1株当たり中間配当額)	7円 (3.5円)	8円 (4円)	12円 (6円)
実績連結配当性向	50.9%	50.3%	53.4%
自己資本連結当期純利益率	12.5%	13.5%	17.2%
連結純資産配当率	6.2%	6.5%	8.7%

(注) 1. 実績連結配当性向は、1株当たり年間配当額を1株当たり連結当期純利益金額で除した数値です。

2. 自己資本連結当期純利益率は、連結当期純利益金額を自己資本(連結純資産合計から新株予約権と少数株主持分を控除した額での期首と期末の平均)で除した数値です。

3. 連結純資産配当率は、1株当たり年間配当額を1株当たり連結純資産(期首と期末の平均)で除した数値です。

4. 平成26年1月1日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行っておりますが、平成25年6月期の期首(平成

ご注意：この文書は当社の新株式発行及び自己株式の処分並びに株式売出しに関して発表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行及び自己株式処分並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分(作成された場合)をご覧ください。投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

24年7月1日)に当該株式分割が行われたと仮定して、「1株当たり連結当期純利益金額」および「1株当たり年間配当額」を算出しております。

6. その他

(1) 配分先の指定

該当事項はありません。

(2) 潜在株式による希薄化情報

該当事項はありません。

(3) 過去3年間に行われたエクイティ・ファイナンスの状況等

①エクイティ・ファイナンスの状況

該当事項はありません。

②過去3決算期間及び直前の株価等の推移

	平成25年6月期	平成26年6月期	平成27年6月期	平成28年6月期
始 値	14,500 円	27,200 円	381 円	730 円
高 値	42,700 円	44,300 円 □397 円	1,050 円	771 円
安 値	12,700 円	26,420 円 □235 円	338 円	454 円
終 値	26,500 円	379 円	723 円	570 円
株価収益率	19.3 倍	23.8 倍	32.2 倍	—

- (注) 1. 株価は、平成25年7月15日以前は大阪証券取引所 J A S D A Q (スタンダード)、平成25年7月16日から平成26年5月13日までは東京証券取引所 J A S D A Q (スタンダード)、平成26年5月14日から平成26年11月30日までは東京証券取引所市場第二部、平成26年12月1日より東京証券取引所市場第一部におけるものであります。
2. 平成28年6月期の株価については平成28年3月11日現在で表示しています。
3. 株価収益率は、決算期末の株価(終値)を当該決算期の1株当たり連結当期純利益金額で除した数値です。また、平成28年6月期については未確定のため記載しておりません。
4. □印は、株式分割(平成26年1月1日、1株→100株)による権利落後の最高・最低株価を示しております。

③過去5年間に行われた第三者割当増資等における割当先の保有方針の変更等

該当事項はありません。

(4) ロックアップについて

一般募集に関連して、当社株主である田村健三及び島津英樹は、株式会社 S B I 証券に対し、発行価格等決定日に始まり、一般募集の受渡り日から起算して90日目の日に終了する期間(以下、

ご注意：この文書は当社の新株式発行及び自己株式の処分並びに株式売出しに関して発表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行及び自己株式処分並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分(作成された場合)をご覧ください。投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

「ロックアップ期間」という。)中、株式会社SBI証券の事前の書面による同意なしには、当社普通株式の売却等(ただし、オーバーアロットメントによる売出しのために当社普通株式を貸し渡すこと等は除く。)を行わない旨合意しております。

また、当社は株式会社SBI証券に対し、ロックアップ期間中、株式会社SBI証券の事前の書面による承諾を受けることなく、当社普通株式及び当社普通株式を取得する権利又は義務を有する有価証券の発行等(ただし、一般募集、本第三者割当増資及び株式分割による新株式発行等を除く。)を行わない旨合意しております。

なお、上記のいずれの場合においても、株式会社SBI証券はロックアップ期間中であってもその裁量で当該合意の内容の一部もしくは全部につき解除できる権限を有しております。

以 上

ご注意：この文書は当社の新株式発行及び自己株式の処分並びに株式売出しに関して発表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行及び自己株式処分並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分(作成された場合)をご覧ください。投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。